

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市長あてに意見書を提出することができる。

令和6年1月25日

千曲市長 小川 修



1 都市計画の決定案の概要

都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）の決定
葛尾組合リサイクルセンター（決定）

2 都市計画の案の縦覧場所

千曲市役所都市計画課

3 都市計画の案の縦覧期間

令和6年1月26日（金）から令和6年2月8日（木）まで（午前8時30分～午後5時15分）
ただし、土、日は除く

4 意見書について

(1) 意見書を提出できる者

都市計画の決定に関係する市民、利害関係を有する者

(2) 意見書提出期間

縦覧期間満了の日まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限り）

(3) 意見書の提出先

千曲市役所都市計画課（〒387-8511 千曲市杭瀬下二丁目1番地）

(4) 意見書の様式

千曲市ホームページからダウンロードするか、4の(3)の場所に備え付けてある様式を使用してください。

5 その他

問合せ先：千曲市建設部都市計画課（Tel.026-273-1111（内線3252））